

証券コード 160A

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

株式会社アズパートナーズ

代表取締役社長 兼 CEO 植 村 健 志

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.as-partners.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アズパートナーズ」又は「コード」に当社証券コード「160A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター2階 sola city Hall [E A S T]  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  
(開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第22期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び  
計算書類報告の件
- 決議事項  
議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部です。
- ・計算書類の個別注記表

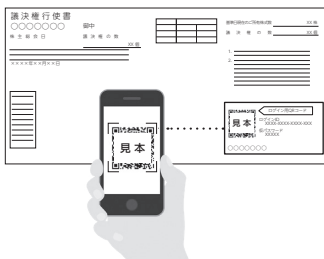


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

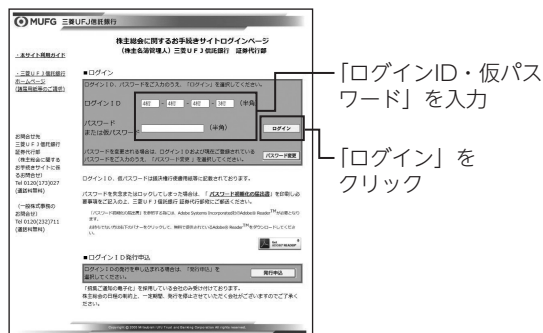
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を経営上の重要課題のひとつと考え、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としておりましたが、2025年5月14日の取締役会において配当方針の変更を決議し、業績の成長に応じた配当と単年度の業績に左右されない安定的な配当の両立を図る観点から、DOE（株主資本配当率）を株主還元指標として新たに採用することといたしました。

これにより、2025年3月期の期末配当から「配当性向20%以上かつDOE（株主資本配当率）5%以上」を目安とする指標を適用することといたしました。

上記配当に関する新たな方針を総合的に勘案した結果、当事業年度の期末配当を前事業年度に比べ1株につき15円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金70.00円  
総額 251,118,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかな回復が続いております。一方で、物価上昇の継続により実質所得が目減りし、個人消費には一定の抑制が見られます。また、国際情勢の不安定化や米国の通商政策の動向についても、引き続き注意する必要があります。こうした背景から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、高齢化の進行、特に高齢者単独世帯や認知症高齢者の増加に伴い、引き続き都市部を中心に介護サービスのニーズは拡大する一方、生産年齢人口の減少により、人材確保が厳しさを増しており、業界全体の課題となっています。このような状況の中で、国は、事業者を支援するため、令和6年度介護報酬改定における介護付きホーム等のプラス改定に続き、さらに令和7年度補正予算や令和8年度臨時介護報酬改定により、介護分野の職員の処遇改善を支援しています。

不動産業界におきましては、全国の公示・路線価格が「住宅・商業・工場」と全用途で4年連続上昇、特に三大都市圏での伸び率が顕著と報告されております。また、円安による影響がインバウンド事業の回復のみならず日本国内不動産への海外資本流入を活発化させております。一方、金利上昇による融資コスト増加や収まる兆しの見えない建築コストの高騰が今後、個人向け住宅や投資用不動産の購買力へどのような影響を及ぼすのか動向に注意する必要があります。

当社は、「世代を超えた暮らし提案型企業」を使命として、超高齢社会、生産年齢人口の減少などの社会環境の中で、あらゆる方々の「暮らし」の課題解決、幸せの追求に取り組んでまいりました。中核となるシニア事業においては、ご入居者・ご利用者の「望む暮らし」の実現に取り組んでおります。

介護付きホーム（介護付有料老人ホーム）では、当社とベンダーで共同開発したIoT/ICTプラットフォームである「EGAO link®」の活用促進により、業務の効率化を図るとともに、創出された時間でご入居者お一人おひとりの個別ケアを追求してまいりました。また、自立支援に向けたエビデンス・ベースド・ケアの理解を深め、実践を積み重ねてまいりました。デイ

サービス・ショートステイにおきましては、「想いが叶うデイサービス」「想いが叶うショートステイ」のサービスコンセプトのもとに、個別のニーズに即したサービスを展開していくことで高い稼働率を保っています。

不動産事業につきましては、シニア事業運営の強みを活かし介護付きホーム等の超高齢社会に求められる価値ある不動産を開発する（シニア開発）のほか、安心・安全な街づくりに貢献すべく老朽化した共同住宅等を価値ある不動産に再生する事業を継続しております。

当事業年度のセグメントごとの活動状況は以下のとおりです。

#### a. シニア事業

当事業年度は、2025年9月に介護付きホーム「アズハイム入間（98室）」、2025年11月に介護付きホーム「アズハイム春日部（74室）」及びデイサービス「アズハイム春日部デイサービスセンター（定員50名）」、介護付きホーム「アズハイム国立（128室）」、2025年12月に介護付きホーム「アズハイム足立六町（95室）」、2026年3月にデイサービス「アズハイム青葉台デイサービスセンター（定員50名）」を新たに開設いたしました。

当事業年度末における介護付きホームの事業所数は、東京都15事業所、埼玉県8事業所、神奈川県6事業所、千葉県4事業所の合計33事業所、デイサービスセンターの事業所数は、東京都8事業所、埼玉県5事業所、神奈川県4事業所、千葉県1事業所、茨城県1事業所の合計19事業所、ショートステイの事業所数は、東京都2事業所、埼玉県1事業所、神奈川県1事業所の合計4事業所となっております。

なお、介護付きホームにおける期中平均稼働率につきましては、開設2年超の既存27事業所では93.5%となり、全体33事業所で86.7%となりました。デイサービスの期中平均稼働率は開設2年超の既存16事業所では88.7%となり、全体19事業所で84.7%、ショートステイの期中平均稼働率は105.9%となっております。

以上の結果、当事業年度のシニア事業売上高は15,462,285千円（前期比12.5%増）、セグメント利益1,415,701千円（前期比6.8%減）となりました（セグメント間の内部取引を含む）。

#### b. 不動産事業

シニア開発事業及びソリューション事業において、土地建物販売（アズハイム習志野P J、アズハイム葛飾白鳥 P J、新柏P J、北千束P J、桜新町P J、代沢P J等）にて売上高7,898,364千円を計上しております。

また、収益不動産事業につきましては居住用マンションや事務所等の賃貸収入、自社開発による介護付きホームの内部取引等により、受取賃貸料431,686千円を計上しております。

(セグメント間の内部取引を含む)。

以上の結果、当事業年度の不動産部門売上高は8,330,051千円(前期比91.4%増)、セグメント利益1,981,965千円(前期比26.1%増)となりました(セグメント間の内部取引を含む)。

以上の結果、当事業年度の当社全体の経営成績は売上高23,661,011千円(前期比32.1%増)、営業利益1,524,486千円(前期比16.8%増)、経常利益1,616,060千円(前期比19.7%増)、当期純利益1,184,715千円(前期比23.8%増)となりました。

### 事業別売上高

事業区分	第 21 期 (2025年3月期) (前事業年度)		第 22 期 (2026年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	増減率
シニア事業	13,749,952	76.0%	15,462,285	65.0%	1,712,332	12.5%
不動産事業	4,351,892	24.0%	8,330,051	35.0%	3,978,158	91.4%
合計	18,101,845	100.0%	23,792,336	100.0%	5,690,491	31.4%

(注) セグメント間の内部取引を含めて表示しております。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は5,098,464千円でありませ

ず。  
主なものはアズハイム浦和中央及びアズハイム志木の土地取得1,350,633千円、アズハイム足立六町、アズハイム所沢の建設費用3,187,387千円、アズハイム足立六町の借地権の取得521,829千円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、主に不動産事業のプロジェクト資金として、金融機関より借入金6,958,000千円の資金調達を行っております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (2025年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	12,782,486	17,150,524	17,917,807	23,661,011
経 常 利 益 (千円)	244,465	865,872	1,350,348	1,616,060
当 期 純 利 益 (千円)	229,712	563,567	956,657	1,184,715
1 株当たり当期純利益 (円)	75.81	186.00	269.74	330.90
総 資 産 (千円)	14,744,742	15,952,381	21,407,641	24,361,577
純 資 産 (千円)	1,864,938	2,380,026	4,162,977	5,171,648
1 株当たり純資産 (円)	615.49	785.49	1,164.14	1,440.46

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は親会社及び子会社を有していないため、該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ①自立支援に向けた科学的介護の実践によるご入居者の「望む暮らし」の実現

後述の「EGAO link®」の導入によって創出された時間を活かして、ご入居者の「望む暮らし」の実現に向けた個別ケアが可能となるオペレーションを開発し、サービスの質の向上に努めております。

さらに「EGAO link®」により得られるデータや、記録システムに蓄積されたデータに基づく科学的介護（Evidence Based Care：EBC）を深化させ、より一層のサービスの質の向上を図っております。2023年9月からは、自立支援に向けた科学的介護のケアメソッドを導入することにより、自立度が大幅に改善するご入居者が各ホームにみられており、さらなる浸透を図ってまいります。

### ②IoT/ICTプラットフォーム「EGAO link®」等による生産性向上

生産年齢人口の減少に伴い、介護業界も人材確保が困難となっております。当社においては、まず従業員の働きやすさと働きがいを実現するため、ベンダーと共に、IoT/ICTプラットフォーム「EGAO link®」を共同開発しました。

これにより、従来は紙で処理をしていた介護記録をスマートフォンで簡単に記録入力ができ、

また、スマートフォンでご入居者のベッド上での状態を把握できることから夜間定期巡回業務を省略することができる等、大きく業務効率が向上しました。

さらに記録システムに蓄積されたデータを日々のケアに活かすためのBI（Business Intelligence）ダッシュボードや生成系AIを活用したケアプラン作成システムの実用化に取り組み、更なる生産性向上を図ってまいります。

### ③働きやすさと働きがいの実現・アピールと運営方針に共感する新卒採用の好循環

当社は「EGAO link®」と科学的介護を中心とした新しい方針を展開するためには、当社の理念や運営方針に共感する従業員を確保することが必要と考え、新卒採用に力を入れております。

当社は「EGAO link®」による働きやすさとそれにより「個別ケア」に取り組むことができる働きがいを学生にアピールすることができ、7年連続で新卒採用100名以上を実現する好循環が生まれています。

今後、さらなる生産年齢人口の減少に伴い、労働市場はますます厳しくなることから、従業員の働きがいの向上とそのアピールに力を入れてまいりたいと考えております。

### ④首都圏における介護付きホームのドミナント展開

介護付きホーム（介護付有料老人ホーム）は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームと異なり、地方自治体の介護保険事業（支援）計画に基づく「総量規制」により参入障壁がありますが、介護報酬が包括報酬のため運営の自由度が高いサービスとなっております。当社の運営ホームは、現時点も今後の開設予定もすべて介護付きホームであり、大規模事業者の中で運営ホームがすべて介護付きホームであることは数少なく、当社の競争優位性となっております。

当社は、この介護付きホームを、人口が密集し中高所得者が多く住む首都圏の国道16号線の内側を中心にドミナント展開（特定の地域に集中的に事業所を展開すること）しております。2026年3月現在、33の介護付きホームを運営しておりますが、2027年3月期に4事業所開設し事業を拡大するとともに、展開エリアでの認知度向上を図り、稼働率向上を図っていきます。

### ⑤介護DXコンサルティングの事業化

介護業界全体では、介護ICTの活用が進んでおりません。今後の生産年齢人口減少に伴い他産業を含めた人材不足が進みます。一方で、国は2024年度介護報酬改定において「生産性向上推進体制加算」を創設し、科学的介護情報システム（LIFE）の活用を促進することにより、介護事業所のDX化を支援しています。

こうした状況を踏まえ、当社の「EGAO link®」による業務効率化と生産性向上の経験・実績

をもとに、パラマウントベッド株式会社を含む4社と協働して「EGAO link®」を広めていく活動を推進しています。当社は、「EGAO link®」の導入等の介護DXを進める介護事業者に対し、導入方法の指導、スタッフ向け研修等の支援・コンサルティングも広げてまいります。この介護DXのコンサルティングの事業化をさらなる成長戦略の柱として描いております。

このように、当社として介護事業者のDX化を支援することにより、要介護高齢者の増加と担い手不足の介護業界の課題解決を担っていきたいと考えております。

#### ⑥シニア開発事業の拡大

当社のシニア事業と不動産事業のシナジーを活かし、2022年に開設した「アズハイム三鷹」では、当社が老朽化不動産等の土地を仕入れ、当社負担で建物を建て、開設後に土地建物を売却する事業（シニア開発事業）が実現しました。当社の介護付きホームの運営経験・実績に基づく立地選定・建物仕様、高い稼働率等の運営実績を前提として、収益性が高い事業計画が立案できるため、建物完成後は、ヘルスケアリートやファンドなどの投資家へ有利な条件での売却が可能となっています。（売却後も、売却先から当社が土地建物を賃借し、当社のシニア事業として運営を継続します。）

超高齢社会における介護付きホーム等の事業拡大ニーズを捉えて、収益性が高く、当社の強みを活かせるシニア開発事業を今後も伸ばしてまいります。

#### ⑦不動産事業における財務上の課題

当社における不動産事業は、シニア開発事業の土地取得・建物建築、ソリューション事業の販売用不動産の仕入等の資金として、主として金融機関からの借入等に依存しております。そのため、金利の変動による金利負担の増加や、在庫の長期化、固定資産の増加により自己資本比率が減少する可能性があります。

したがって、これらの財務上の課題に対処する観点から、シニア開発物件は開発後の売却を前提とし、ソリューション事業の販売用不動産においても在庫の早期回転を重視しております。これにより、適正な在庫・固定資産の水準と財務バランスの安定性を鑑みながら堅実かつ安定的な成長を達成することを意識してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
シニア事業	介護付きホーム、デイサービス及びショートステイの運営
不動産事業	シニア開発事業（介護付きホーム等の不動産開発）、ソリューション事業（老朽化した集合住宅等の不動産の再生）及び収益不動産事業（マンション等の賃貸）

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本社：東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

事業所

所在地	介護付きホーム (事業所数)	デイサービス (事業所数)	ショートステイ (事業所数)	計 (事業所数)
東京都	15	8	2	25
神奈川県	6	4	1	11
埼玉県	8	5	1	14
千葉県	4	1	0	5
茨城県	0	1	0	1
合計	33	19	4	56

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
シニア事業	898 (729) 名	95名増 (51名増)
不動産事業	12 (1) 名	- -
全社(共通)	75 (5) 名	11名増 (1名減)
合計	985 (735) 名	106名増 (50名増)

- (注) 1. 契約社員及びパート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社りそな銀行	3,380,804
株式会社三井住友銀行	2,172,668
株式会社みずほ銀行	1,788,000

当社はシニア事業の開発プロジェクト資金の効率的な調達を行うため、総額10,629,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社みずほ銀行と締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

	株式会社三井住友銀行	株式会社りそな銀行	株式会社みずほ銀行
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,754,000千円	3,050,000千円	3,825,000千円
借入実行残高	2,422,000千円	2,900,000千円	1,708,000千円
差引額	1,332,000千円	150,000千円	2,117,000千円

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,120,000株

(2) 発行済株式の総数 3,587,400株

(注) 1. 2025年6月25日付の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として2025年7月24日付で普通株式4,400株を割当てたことにより、発行済株式の総数は4,400株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は7,000株増加しております。

(3) 株主数 2,573名

### (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社プレス	1,250,000	34.84
MIRARTHホールディングス株式会社	342,000	9.53
植村 健志	162,600	4.53
伊藤 啓敏	152,600	4.25
山本 皇白	152,600	4.25
アズパートナーズ従業員持株会	124,432	3.46
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	87,500	2.43
上田八木短期投資株式会社	87,200	2.43
松尾 篤人	57,600	1.60
楽天証券株式会社	49,600	1.38

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,400株	4名

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2022年3月29日	
新株予約権の数		910個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 45,500株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、50株とする。)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり36,000円 (1株当たり720円)	
権利行使期間		2024年6月1日から 2032年2月29日まで	
行使の条件		<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2)当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>(3)新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>(4)権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(6)新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。</p>	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	750個
		目的となる株式数	37,500株
		保有者数	3名

		第2回新株予約権	
発行決議日		2025年6月25日	
新株予約権の数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり259,100円 (1株当たり2,591円)	
権利行使期間		2027年7月25日から 2035年6月24日まで	
行使の条件		<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2)当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>(3)新株予約権（会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>(4)権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(6)新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。</p>	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	4,000株
		保有者数	4名

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2025年6月25日
新株予約権の数		102個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,200株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり259,100円 (1株当たり2,591円)
権利行使期間		2025年7月25日から 2035年6月24日まで
行使の条件		<p>(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2)当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>(3)新株予約権(会社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>(4)権利行使により取得した会社の普通株式は、会社が別途指定する証券会社に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(6)新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。</p>
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 102個 目的となる株式数 10,200株 保有者数 14名

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼 CEO	植 村 健 志	一般社団法人全国介護付きホーム協会 副代表理事
取締役兼専務執行役員	伊 藤 啓 敏	事業本部管掌 事業本部本部長
取締役兼常務執行役員	松 尾 篤 人	管理本部管掌 管理本部本部長
取締役兼上席執行役員	山 本 皇 自	事業推進部管掌 事業推進部部長
取 締 役	緒 方 克 吉	
取 締 役	伊 藤 華 代	株式会社TRAY 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	奥 田 慶 一	
監 査 役	森 脇 仁 子	医療法人財団愛慈会 監事 日本ギア工業株式会社 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役 H2L株式会社 社外取締役
監 査 役	塩 生 朋 子	四谷共同法律事務所 弁護士 東映株式会社 社外取締役(監査等委員) パルスシステム生活協同組合連合会 員外監事

- (注) 1. 取締役緒方克吉氏及び取締役伊藤華代氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森脇仁子氏及び監査役塩生朋子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役森脇仁子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役塩生朋子氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	役 職
上 席 執 行 役 員	中 元 亮 介	企画戦略部管掌 企画戦略部部長
執 行 役 員	長 田 洋	シニア事業部管掌 シニア事業部部長
執 行 役 員	清 水 祐 樹	不動産事業部管掌 不動産事業部部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2023年5月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

当社は、取締役の報酬額については、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、取締役会にて設けられた報酬委員会において個別報酬額の妥当性及び報酬制度体系の妥当性を審議し決定することとしております。

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役の報酬額は固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）および非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬等により構成いたします。

取締役の報酬額は、報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて、その妥当性を審議し、決定しております。報酬委員会は、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化するため、代表取締役社長と社外取締役2名で構成しております。

なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

③取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に審議・決定していること等から、取締役会としても、決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	85,288 (7,200)	82,560 (7,200)	－ (－)	2,728 (－)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200 (7,200)	13,200 (7,200)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	98,488 (14,400)	95,760 (14,400)	－ (－)	2,728 (－)	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において年額330百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、取締役の非金銭報酬の額は、2025年6月25日開催の第21期定時株主総会において譲渡制限付株式について年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、ストック・オプションとしての新株予約権について年額30百万円以内（社外取締役及び使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役伊藤華代氏は、株式会社TRAYの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役森脇仁子氏は、医療法人財団愛慈会の監事、日本ギア工業株式会社の社外監査役及び全保連株式会社の社外監査役、H2L株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役塩生朋子氏は、四谷共同法律事務所の弁護士、東映株式会社の社外取締役（監査等委員）及びパルシステム生活協同組合連合会の員外監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	緒方克吉	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、特に不動産事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として意見を述べる等重要な役割を果たしました。</p>
取締役	伊藤華代	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、特に人材採用及び人材教育について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として意見を述べる等重要な役割を果たしました。</p>
監査役	森脇仁子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役	塩生朋子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人FRIQ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、お客様を含めすべてのステークホルダーの皆様にお約束する「行動規範」を定めております。この「行動規範」を常に心がけ、遵守し、社会に貢献する企業であり続けることを徹底しております。
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施しております。
- ・取締役による法令等に抵触し、又はその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関し、公益通報者保護規程を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図っております。
- ・監査法人及び監査役による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

#### ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存を行っております。
- ・情報の管理については情報システム管理規程、個人情報保護については個人情報保護規程に基づき、適切に対応しております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においてはリスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたることとしております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- ・業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導しております。
- ・ 従業員による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関し公益通報者保護規程を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図っております。
- ・ これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は子会社を有していないため、該当事項はありません。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 当社では、監査役の判断により、当社の規模に鑑み、監査役の職務を補助すべき独立した使用人を設置しておりませんが、監査役が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査役の業務補助のため補助使用人を置くこととしております。
- ・ 専任でない補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、当該補助使用人の人事処分には監査役の同意を必要とすることとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。
- ・ 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとしております。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出に備えるため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築しております。
- ・ 内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等の適合性を確保する準備をしております。

⑩反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力対応規程に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を経営管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応規程に基づき直ちに主管部署に報告し組織的に対応しております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ①第22期は、取締役会を13回（他に、書面決議5回）開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の審議のほか、各取締役の業務執行状況等の監督がなされております。また、監査役会を14回開催し、監査に関する重要事項の協議・決議を行っております。
- ②第22期は、当社の事業活動におけるリスクマネジメント体制の確立、浸透、定着という目的のため、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、12回開催しております。さらに当該委員会の内容を取締役に報告し、社外取締役・社外監査役を含めて議論しております。
- ③情報セキュリティについては、情報システム管理規程に基づき、情報システム責任者及び情報システム管理者を中心に、社内情報システムの管理・運営、ユーザー管理、記録媒体管理、開発及び変更管理並びにセキュリティ管理に取り組んでおります。個人情報保護に関しては、個人情報保護規程に基づき、個人情報の取得、利用、委託及び廃棄や、個人情報に関する本人からの請求・苦情処理等を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,315,513	流動負債	14,623,743
現金及び預金	4,071,656	買掛金	532,096
売掛金	2,429,305	短期借入金	1,600,668
販売用不動産	4,374,051	1年内返済予定の長期借入金	5,250,415
仕掛販売用不動産	3,785,918	リース債務	6,521
貯蔵品	8,078	未払金	232,504
前渡金	46,370	未払費用	536,531
前払費用	538,284	未払法人税等	466,959
その他の金	64,226	契約負債	5,587,156
貸倒引当金	△2,377	前受り	53,468
固定資産	9,046,064	前受り	33,248
有形固定資産	4,427,851	前受り	273
建物	445,514	賞与引当金	230,434
構築物	9,450	その他の負債	93,463
器具及び備品	190,310	固定負債	4,566,185
土地	3,417,476	長期借入金	3,250,474
建設仮勘定	365,100	長期前受り	1,371
無形固定資産	82,464	リース債務	26,532
借地権	53,613	その他の負債	1,287,807
ソフトウェア	21,256	負債合計	19,189,928
その他の他	7,594	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,535,747	株主資本	5,167,505
長期預金	3,000,000	資本剰余金	601,763
出資金	110	資本準備金	561,763
差入保証金	1,044,443	利益剰余金	4,003,978
長期前払費用	59,487	利益準備金	11,768
繰延税金資産	424,014	その他の利益剰余金	3,992,210
その他の	7,692	繰越利益剰余金	4,143
		新株予約権	
資産合計	24,361,577	純資産合計	5,171,648
		負債純資産合計	24,361,577

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	23,661,011
売 上 原 価	19,394,021
売 上 総 利 益	4,266,990
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,742,504
営 業 利 益	1,524,486
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	13,043
助 成 金 等 収 入	153,121
受 取 手 数 料	41,159
そ の 他	10,419
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	124,312
株 式 交 付 費	374
そ の 他	1,482
経 常 利 益	1,616,060
特 別 損 失	
減 損 損 失	5,660
税 引 前 当 期 純 利 益	1,610,400
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	562,682
法 人 税 等 調 整 額	△136,997
当 期 純 利 益	1,184,715

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	593,516	553,516	553,516	11,768	3,004,175	3,015,943	4,162,977	-	4,162,977
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	5,726	5,726	5,726				11,453		11,453
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,520	2,520	2,520				5,040		5,040
剰 余 金 の 配 当					△196,680	△196,680	△196,680		△196,680
当 期 純 利 益					1,184,715	1,184,715	1,184,715		1,184,715
株主資本以外の項目の 当期純利益(純額)								4,143	4,143
当 期 変 動 額 合 計	8,246	8,246	8,246	-	988,035	988,035	1,004,528	4,143	1,008,671
当 期 末 残 高	601,763	561,763	561,763	11,768	3,992,210	4,003,978	5,167,505	4,143	5,171,648

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社アズパートナーズ  
取締役会 御中

監査法人 F R I Q

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	石 川 浩 平
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	笠 原 寿 敦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズパートナーズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社アズパートナーズ

常勤監査役 奥田 慶一

社外監査役 森脇 仁子

社外監査役 塩生 朋子

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター2階 sola city Hall [EAST]



交通 JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より 徒歩1分  
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口 直結  
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1より 徒歩4分  
都営新宿線「小川町」駅 B3出口より 徒歩6分